

消費生活 トラブル

「台風による家屋の被害調査をしている」と電話があり、来訪を了承した。事業者がドローンで屋根などの点検を行った後、写真を見せられ「屋根瓦に割れている箇所がある。損害保険の保険金で修繕できる。当社が保険金の申請をサポートする」と説明され、その場で契約した。その後、契約書をよく読むと『損害保険金支給額の35%を手数料として支払うこと』と記載がある。冷静に考えると、保険会社への申請は自分でできる。不審なので解約したい。

今月の相談



保険金請求サポート契約のトラブル

曾於市消費生活弁護士 相談会のお知らせ

日 程 9月11日(水)
時 間 午前10時～正午
場 所 市役所本庁南棟
2階 多目的室②
定 員 4名
相談時間 1人30分

※相談無料。事前申込み順です

その3

損害保険は自然災害などによる損害を対象としており、経年劣化による損害は対象外です。業者から嘘の理由で申請するよう勧められても、決して応じないようにしましょう。

その2

このような勧誘があってもすぐに契約せず、まずは加入している保険会社や保険代理店に相談しましょう。

その1

「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる。申請をサポートする」などと勧誘され、高額な手数料や修理をキャンセルした場合の違約金を請求されるケースがみられます。

お問い合わせ

消費生活センター ☎ 0986-76-8823

困った時は、早めに消費生活センターにご相談ください。

広告

詳しくは、お近くのJA各支店の貯金窓口までお問合せ下さい。

JAそお鹿児島

本店 099(482)6811
末吉支店 0986(76)7702
財部支店 0986(72)3114